

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 6. 2 第 193 回国会第 19 号

6 月 2 日（金）、第 19 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・金田法務大臣、萩生田内閣官房副長官、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官、武井外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 井出庸生君（民進）

- ・テロ等準備罪の計画に参加した者が計画から離脱したと認められる要件は、通常の犯罪の共同正犯の場合に共犯関係から離脱したと認められる要件より緩やかにすべきと考えるが、法務省の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪における犯罪実行計画の合意には、指揮命令系統、犯行の日時場所等、どの程度具体的に合意されることが必要なのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・デモや座り込みにおいて偶発的にけが人が出た場合、デモを計画した団体が組織的犯罪集団と認定されることはないか、法務省に確認したい。
- ・裁判員候補者の辞退率が上昇している現状では、裁判に関心のある一部の国民だけが裁判員となってしまう、裁判に対する国民の理解のためという裁判員制度の目的を果たしておらず、根本的な制度見直しを行う必要があると考えるが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。

### 國場幸之助君（自民）

- ・沖縄では、沖縄戦により、土地の形質が変更されたり、登記簿等が滅失したことで、土地の位置境界が不明になった地域が存在しているが、特に、自衛隊や米軍の施設用地内の土地の位置境界の明確化の取組の現状について、防衛省に伺いたい。
- ・昭和52年に、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法が成立したことで、沖縄県内の土地の位置境界の明確化は進展したが、沖縄戦により所有者不明となった沖縄県内の土地に対しては、現在どのような取組が行われているのか、内閣府に伺いたい。
- ・平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の中で、成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として挙げられた、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討に関し、今後の検討の方向性について、厚生労働省の見解を伺いたい。

### 吉田宣弘君（公明）

- ・先般、民法のうち、債権に関する分野の改正が行われたが、物権や不法行為に関する分野の規定が改正対象とならなかった理由を伺いたい。
- ・明治に制定された失火責任法により失火者は免責される一方で、その失火による被害者は民事上、何の救済も図られないことがないといった不均衡を放置しておくのは国民の法制度への信頼を損ないかねないため、次に民法改正を検討する際には、失火責任法との関係も含めて不法行為に関する規定の改正の検討をする必要があると考えるが、法務省の見解を伺いたい。

### 階猛君（民進）

- ・ビジネスで利益を得る目的の会社やその中にあるプロジェクトチームのような組織が組織的犯罪処罰法改正案別表第三に掲げる罪を実行する目的を有している場合、当該団体や組織は、組織的犯罪集団に該当し得ると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・会社のプロジェクトチームが節税対策の計画をしたものの、助言を求めた顧問税理士から脱税の罪に当たると指摘されて計画の実行を断念した場合、助言を求めた時点で新共謀罪が成立し得るのであり、一旦成立すればその後計画を断念しても罪は免れないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・新共謀罪の対象犯罪について、刑法の公用文書等毀棄罪が排除された理由はどのようなものか、法務省に伺いたい。

### 逢坂誠二君（民進）

- ・共謀罪法案に関する国連人権理事会の特別報告者ケナタッチ氏の書簡について、国内では「当該特別報告者は国連の立場を反映するものではない」と説明しながら、抗議文の中では「特別報告者が国連の立場からこのような懸念を表明することは差し控えて頂きたかった」としていることは、特別報告者と国連の関係について国内外で使い分けているのではないかと。

- ・ケナタッチ氏の書簡では、共謀罪法案は国際法秩序に適合していないと言われたも同然であると考えているが、法務大臣はどのように考えているのか。また、ケナタッチ氏からの専門知識と助言を受ける考えはあるのか、伺いたい。
- ・テロ等準備罪の立法事実について「頭の中にたくさんある」と法務大臣が発言していたことを踏まえ、立法事実に当たる具体的事例を示すべきではないか。

### **畑 野 君 枝君 (共産)**

- ・治安維持法及びレッドパージによる弾圧の被害者に対して、名誉回復や救済のための措置を講ずるべきであるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・個人通報制度や調査制度の創設を内容とする女子差別撤廃条約の選択議定書を我が国も締結すべきであるが、外務省の見解を伺いたい。
- ・共謀罪がプライバシーや表現の自由を過度に制限するものであることを懸念する旨の国連特別報告者のケナタッチ氏の公開書簡に対し、同氏の懸念を払拭するために早急に回答する必要があるが、外務省の見解を伺いたい。

### **松 浪 健 太君 (維新)**

- ・民法第772条は嫡出推定について定めているが、同法制定当時にDNA鑑定を用いて親子関係を確定させることは想定されていたのか、伺いたい。
- ・妻から出生した子について、夫が自分の子であるか否かを知る権利は法的に保障されているのか、伺いたい。
- ・父子関係の不存在について、嫡出否認の訴えを提起できる期間を経過した場合、親子関係不存在の調停が行われるが、生物学的な親子関係が否定されているときに調停を行うのは問題がないのか、伺いたい。